

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 5 日

文部科学省 初等中等教育局児童生徒課 御中

こども家庭庁 支援局総務課こどもの自殺対策推進室

「こども・若者の自殺対策集中取組期間」に基づく広報啓発への協力について
(依頼)

平素より、こども施策の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年の児童生徒の自殺者数は過去最多の 538 名となり、その対策は喫緊の課題です。政府では、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和 5 年 6 月 2 日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、総合的な施策の推進に取り組んでおり、同プランにおいては、取り組むべき施策として、自殺予防に資する教育や普及啓発等が明記されているところです。

こども家庭庁においては、「こどもの命と安全を徹底的に守る」大臣プロジェクト 2026 第 1 弾「こども・若者 自殺防止総力戦略」を令和 8 年 4 月 30 日に公表しました。本取組においては、戦略的な広報啓発活動を行うこととしており、この一環として、こども・若者の自殺者数が長期休暇明け前後に増加する傾向があることを踏まえ、8 月 20 日から 9 月 9 日までを「こども・若者の自殺対策集中取組期間」と位置付け、取組の強化を図ることとしました。

この度、同期間の施策として、長期休暇明け前後のこども・若者の自殺予防に係る周知啓発を目的に、内閣府大臣官房政府広報室と連携した啓発動画を公表しました(別紙参照)。貴省におかれましては、本取組の趣旨を十分に御理解の上、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して本件の周知に御協力いただくとともに、各学校等における積極的な御活用について御高配を賜りますようお願い申し上げます。

(※)「こども・若者の自殺対策集中取組期間」の取組については、以下リンク先から御参照ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/r8kouhoujp>

【問合せ先】

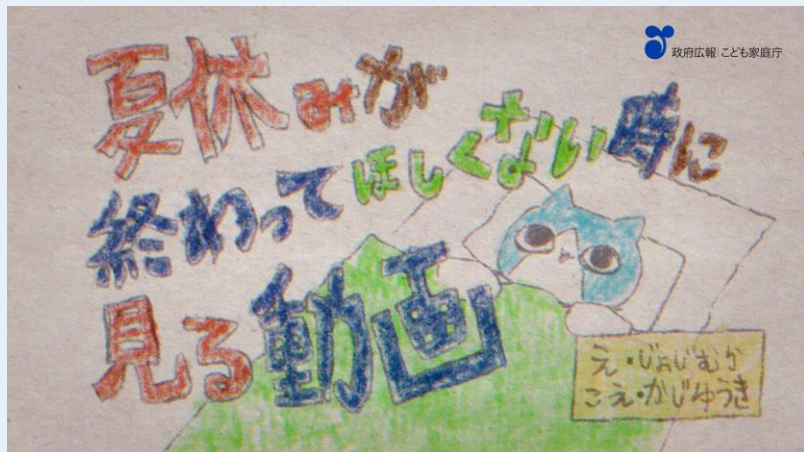
こども家庭庁支援局総務課こどもの自殺対策推進室

電話：03-3539-8352(直通)

E-mail：shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp

政府広報動画「夏休みが終わってほしくない時に見る動画」について

内閣府大臣官房政府広報室とこども家庭庁が連携し、夏休み時期のこども・若者を対象にした啓発動画を制作しました。こども家庭庁では、本動画を通じ、「一人でつらいことは、一緒に話してみませんか？」というメッセージを届け、電話やSNS相談等の選択肢を知っていただきたいと考えています。



イラストレーターのじょじむら氏、声優の梶裕貴氏を起用し、じょじむら氏の描くキャラクターが、夏休みの終わりをゆううつと感じているこども・若者に向かって梶裕貴氏の声で語りかけるストーリーとなっています。動画はロングバージョンとショートバージョンの2本を掲載しています。

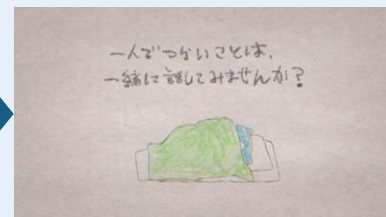
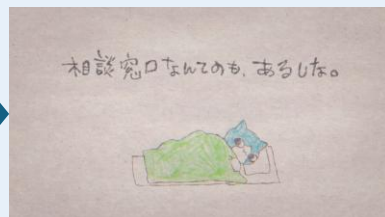
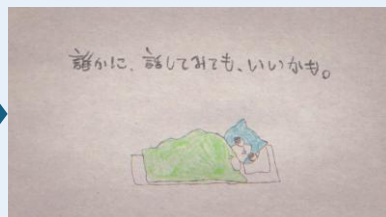
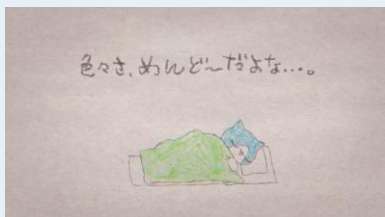
【掲載先】政府広報オンラインウェブサイト

・ロングバージョン(1分43秒)

<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202607/video-313038.html>

・ショートバージョン(30秒)

<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202607/video-313039.html>



こども家庭庁では、8月20日から9月9日までを「こども・若者の自殺対策集中取組期間」とし、**本動画以外にも長期休暇明け前後のこども・若者の自殺予防を強化するための各種コンテンツを制作・公表**しています。詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/r8kouhoupi>



<カード・ステッカー・電子ポスター>



<大人向けゲートキーパー啓発動画>



1 人 1 台端末等を活用した周知方法の例

1 人 1 台端末等を活用して、児童生徒に周知する方法として、以下のような例が考えられます。各設置者及び学校におかれては、導入しているシステムやツール等の環境により、実施の難易度や具体的な手順等が異なることから、各自治体等の実情に応じた適切な方法を選択の上、周知を実施いただくようお願いします。

なお、メッセージや動画の周知に際しては、そうした取組を通じて、児童生徒から SOS が発せられた場合に、その情報が関係する教職員の間で速やかに共有され迅速に対応できる体制を構築し、組織的に児童生徒の自殺の未然防止に取り組むことができるよう、御配慮をお願いします。

例 1 学習で利用するクラウドサービスを利用

各学校（若しくは設置者）において、使用しているコラボレーションツール¹を用いて、対象者である児童生徒に直接的にメッセージを送付することにより周知を図る。

（手順の例）

1. 学校において、コラボレーションツールの利用画面にアクセスする。
2. 配信対象となるチーム、クラス、グループ又はチャネルを指定し、メンションをした上で、メッセージを投稿する。
3. 児童生徒が利用するツール上に、児童生徒が対象のメッセージが投稿される。

例 2 端末管理システム（MDM）等を利用

設置者において、導入している MDM 等の通知機能を用いて、端末に直接メッセージを送付することにより周知を図る。

（手順の例）

1. システム管理者において、MDM の管理画面にログインする。
2. 端末に直接メッセージが配信されるよう端末のポリシー設定を変更する。
3. システム管理者において、メッセージを配信するシステムの管理画面にログインする。
4. 配信するグループを指定し、メッセージを配信する。
5. 児童生徒の端末にメッセージが配信されたことが通知される。

¹ 教師や児童生徒同士がつながり、作業を協働で進めていくためのツール